

第12章 公害への苦情

第1節 公害苦情の状況

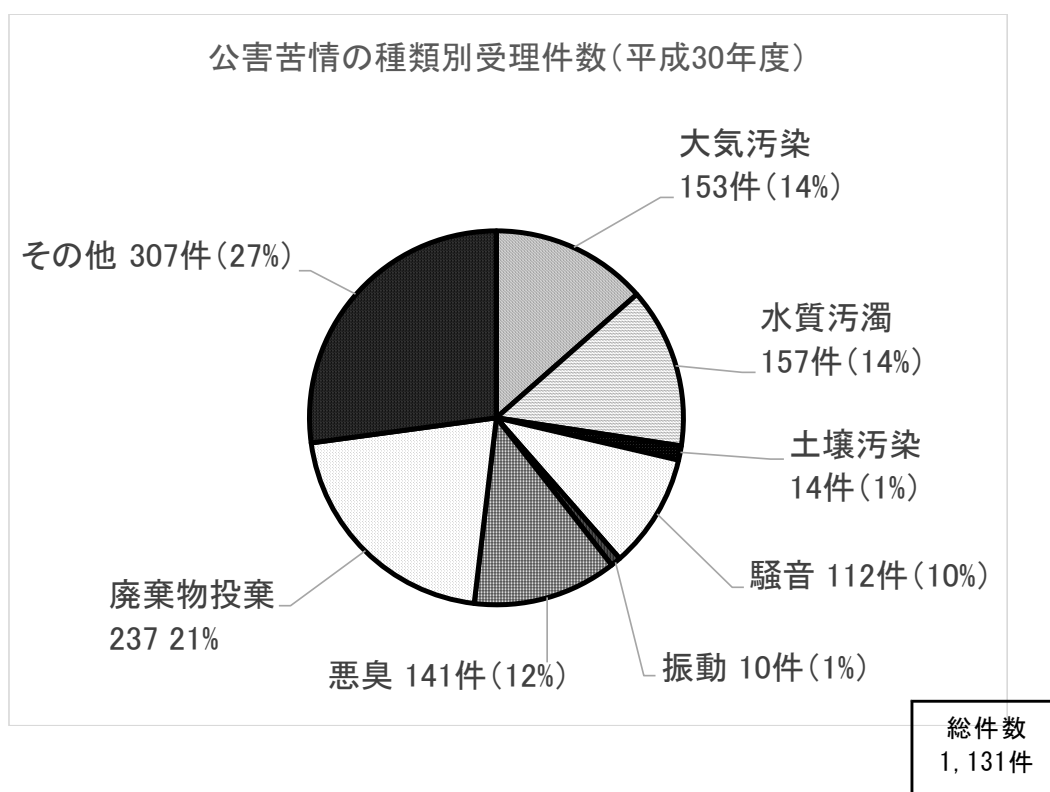
平成30年度は、県及び市町村で新たに1,131件の公害苦情を受理しました。

そのうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は587件（51.9%）、典型7公害以外の苦情は544件（48.1%）でした。

1 公害苦情の種類別受理状況（新規直接受理）

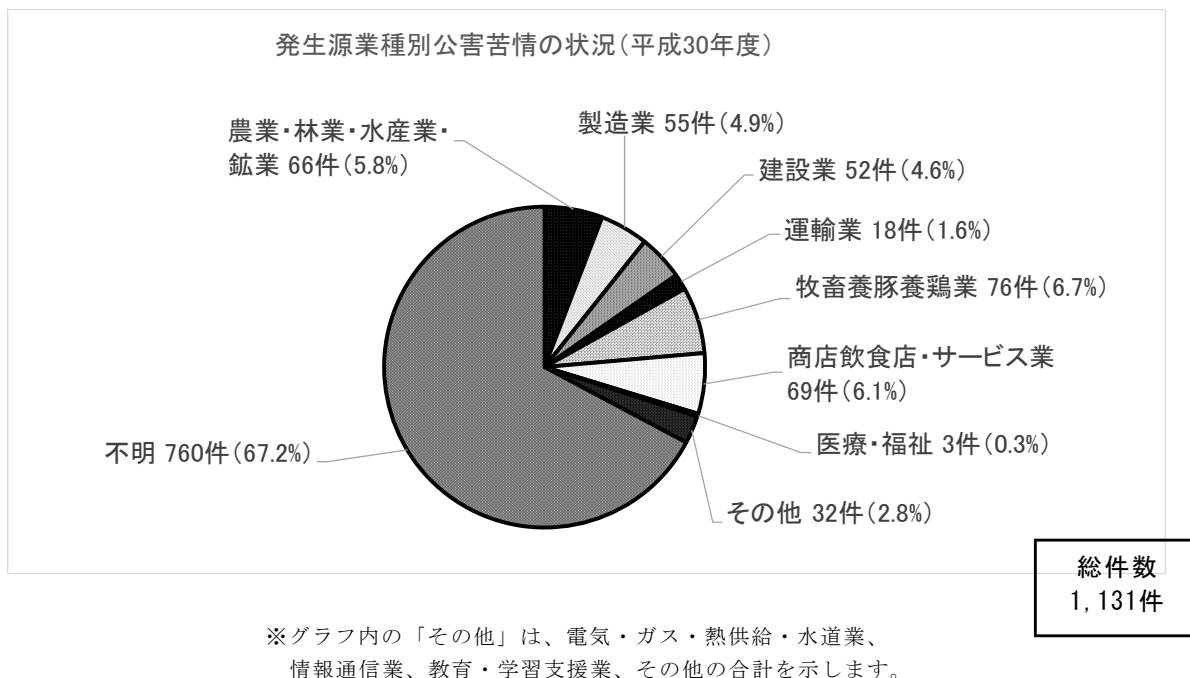
典型7公害に関する苦情では、水質汚濁が157件（14%）と最も多く、次いで大気汚染が153件（14%）、悪臭が141件（12%）の順となっています。

また、典型7公害以外の苦情では、廃棄物の不法投棄が237件（21%）となっています。



2 発生源別公害苦情の状況（新規直接受理）

公害発生源別業種別に苦情の状況を見ると、発生源が明らかな苦情の中では牧畜養豚養鶏業が76件（6.7%）と最も多く、次いで商店飲食業・サービス業が69件（6.1%）、農業・林業・水産業・鉱業が66件（5.8%）の順となっています。



(1) 農業・林業・水産業・鉱業に関する苦情の状況

農業・林業・水産業・鉱業に関する苦情件数66件の内訳は、業種別にみると、農業が55件（83.3%）、林業が9件（13.6%）、水産業が2件（3.0%）となっています。また、公害の種類別でみると、悪臭が23件（34.8%）、水質汚濁が15件（22.7%）となっています。

(2) 商店飲食店・サービス業に関する苦情の状況

商店飲食店・サービス業に関する苦情件数69件の内訳は、公害の種類別にみると、悪臭が17件（24.6%）、騒音が16件（23.2%）、水質汚濁が15件（21.7%）となっています。

(3) 建設業に関する苦情の状況

建設業に関する苦情件数52件の内訳は、公害の種類別にみると、大気汚染が16件（30.8%）、騒音が14件（26.9%）、水質汚濁が8件（15.4%）となっています。

(4) 牧畜養豚養鶏場に関する苦情の状況

牧畜養豚養鶏場に関する苦情件数76件の内訳は、業種別にみると、養豚場が25件（32.9%）、養鶏場が21件（27.6%）、養牛場が19件（25.0%）となっています。また、公害の種類別でみると、悪臭が41件（53.9%）、水質汚濁が14件（18.4%）となっています。

(5) 製造業に関する苦情の状況

製造業に関する苦情件数55件の内訳は、公害の種類別にみると、水質汚濁が19件（34.5%）、大気汚染が14件（25.5%）、騒音が10件（18.2%）となっています。

第2節 苦情処理の状況

平成30年度の公害苦情受理及び処理の総件数は1,136件で、受理件数の内訳は、新規直接受理1,131件、前年度からの繰越5件で、その処理状況は直接処理解決992件、他へ移送39件、翌年度へ繰越20件、その他85件となっています。

公害苦情の受理件数及び処理件数（平成30年度）

機 関	受 理 件 数			処 理 件 数				
	計	新 規 直 接 受 理	前 年 度 か ら 繰 越	計	直 接 処 理 解 決	他 へ 移 送	翌 年 度 へ 繰 越	その他
県	167	166	1	167	154	7	1	5
市 町 村	969	965	4	969	838	32	19	80
計	1,136	1,131	5	1,136	992	39	20	85

第3節 公害紛争処理の状況

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、昭和45年に制定された公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。

公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会が設置されており、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみです。）の4つの手続により、紛争の解決が図られています。

本県においても、公害紛争処理法に基づき昭和45年に宮崎県公害紛争処理条例を制定するとともに、同条例に基づき宮崎県公害審査会を設置し、公害に係る紛争の処理体制を整備しました。

平成30年度までの本県での処理事案は、平成3年度に1件、平成6年度に1件、平成15年度に2件、平成17年度に1件、平成28年度に1件で、いずれも調停事件となっています。